

オープンカウンター方式による見積合せについて

下記により見積合せを行いますので、入札心得、契約条項及び防衛省本省の内部部局オープンカウンター方式実施要領をご確認のうえ、参加して下さい。

記

- | | | |
|----|-----------------|---|
| 1 | 件名 | 2027年度防衛省専門職員採用試験問題及び防衛省専門職員採用再試験問題
(その1)の作成、提供及び採点 |
| 2 | 調達番号 | R8-K2-0011 |
| 3 | 規格等 | 仕様書のとおり |
| 4 | 数量 | 仕様書のとおり |
| 5 | 履行期間 | 自 契 約 締 結 日
至 令 和 9 年 5 月 1 4 日 |
| 6 | 見積合せ日 | 令 和 8 年 8 月 2 4 日 |
| 7 | 見積書提出期限 | 令 和 8 年 8 月 2 4 日 12:00 |
| 8 | 見積合せの場所 | 防衛省大臣官房会計課 |
| 9 | 契約保証金 | 免除 |
| 10 | 納入場所 | 仕様書のとおり |
| 11 | 入札心得及び契約条項を示す場所 | 防衛省大臣官房会計課契約係 |
| 12 | 契約書作成の要否 | 要 |
| 13 | 適用する契約条項 | 役務等契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
代金の精算に関する特約条項 |
| 14 | 参加資格 | オープンカウンター実施要領第5条による(資格の種類:「役務の提供等」) |
| 15 | 見積の方法 | <ul style="list-style-type: none">● 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(https://www.p-portal.go.jp)を利用した
応札手続により実施します。● 見積書の記載金額
決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額に10%に相当する額を加算した金額をもって決定価格とするので、見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。● 契約金額の端数処理
見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり見積書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する額をもって申込みがあったものとします。 |
- 電子調達システムを利用する場合、システムに定める手続きに従い、見積書等を提出してください。
当該システムによる提出が必要な書類及び提出期限は下記のとおりです。
 - ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格) 又は、
 - ・オープンカウンター実施要領第5条(3)ア～ウの条件を満たすことを証明する書類の写し提出期限: 令 和 8 年 8 月 2 4 日 12:00
※提出後、速やかに下記＜契約全般に関する事項＞ 担当者に連絡してください。
 - ・見積書
提出期限: 令 和 8 年 8 月 2 4 日
- 初回の見積合わせで落札しなかった場合は、再見積合わせ通知書により再見積合わせの時刻を示しますので、見積合わせ日時にシステムを確認できるよう、端末の前で待機してください。
なお、再見積合わせの時刻までに、当該システムによる見積合わせ参加者の見積書が届かない場合は、見積合わせを辞退したものと見なします。
- 電子調達システムを利用しない方法(紙見積書)による参加も可能とします。
書式については**原則**、別添の**入札・見積書(別紙様式第1号)**を使用ください。

- 入札・見積書の宛先 支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 宛
- 入札・見積書の日付 上記6項の日付
- 見積書の内訳金額と総額に不符号があった場合、総額欄に記載された金額を正しいものとみなして有効とします。
- 金額の訂正をした見積書は無効となりますのでご注意ください。
- 見積書を郵送するときは、下記＜契約全般に関する事項＞担当者宛に上記6項の日付の2営業日前までに担当者宛へ必着するよう送付してください。
※封筒には宛名、差出人名その他、通知に記載の「見積合せ件名」「見積合せ日」を正しく記入し、「**見積書在中**」と必ず朱書きしてください。

14 契約相手方の決定

- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積を行ったものを契約相手方とする。
- 契約相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、直ちに、くじで契約相手方となる者を決定する。
- 見積合せ日に契約相手方となった者のみにその旨を通知し、契約相手方とならなかった者には通知しない。

15 その他

- 落札者が、12に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

- 本件についての問合せは下記の担当者までお願いします。

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL:03-3268-3111 / FAX:03-5229-2138

＜仕様書等に関する事項＞

大臣官房会計課物品管理係

内線 20815

Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

＜契約全般に関する事項＞

大臣官房会計課契約係

担当

高瀬

内線

20826

Email

takaseshi@ext.mod.go.jp

入 札 ・ 見 積 書

調達番号：R8-K2-0011

履行期間	自 契約締結日 至 令和9年5月14日	履行場所	仕様書のとおり			
件名・品名等	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考	
2027年度防衛省専門職員採用試験問題及び防衛省専門職員採用再試験問題(その1)の作成、提供及び採点	式	1	-			
合 計						

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出します。

令和8年8月24日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
連 絡 先

注：単価・金額欄には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入する。
（ただし、金額欄は、1円未満の端数を切り捨てる。）

仕 様 書

件名	2027年度防衛省専門職員採用試験問題及び防衛省専門職員採用再試験問題(その1)の作成、提供及び採点	作成年月	令和8年7月
		作成課	大臣官房秘書課

1 総 則

この仕様書は、2027年度防衛省専門職員採用試験問題及び防衛省専門職員採用再試験問題(その1)の作成、提供及び採点について適用する。

2 役務に関する要求

(1) 作成要領

ア 試験問題は、大学卒業程度の学力を有する者を対象とし、別紙第1「2027年度試験区分及び出題分野」の内容とする。細部については官側から契約相手方へ指示する。

イ 試験問題は、2題作成するものとする。

ウ 作成した2題の問題のうち、1題は防衛省専門職員採用試験で使用するものとし、もう1題は当該試験が天災等で実施できなかった場合に実施する防衛省専門職員採用再試験で使用するものとする。

(2) 品質管理

ア 試験問題作成にあたっては、出題ミス等がないよう確実な検証を実施するものとする。

イ 検証は、別紙第2-1及び2-2「チェック状況表」記載の項目に基づき実施するものとし、官側の確認を得るために、いずれの試験問題についても同状況表を作成の上、試験問題を添付して2026年10月30日（金）までに提出しなければならない。

(3) 試験問題提供要領

試験問題（2題）については、作成後に次の要領で提供するものとする。

ア 製本（版下）：A版（縦）上質紙、片面印刷

イ 部数：各1部

(4) 質問対応

作成責任者、特定の専従作成者及び検証者（以下「作成者等」という。）のうち1名以上は、試験日当日に学生からの質問に対応できるよう、連絡がつく場所で待機するものとする。

(5) 採点要領

ア 採点にあたっては、試験問題作成時に採点基準を作成するものとし、設問毎の解答、配点（合計は100点とすること）、課題の趣旨・主眼等及び採点時の評価項目を含むものとする。なお、採点基準作成後、速やかに官側の確認を得るものとする。

イ 採点に際しては、官側の確認を得た採点基準に基づいて、設問毎の配点により点数評価するものとする。ただし、採点はすべて整数で行うものとする。

ウ 数量については、別紙第3「2027年度防衛省専門職員採用試験採点数量」及び「2027年度防衛省専門職員採用再試験採点数量」のとおりとする。

エ 官側の指示に基づき、評価、採点に際し必要と認められる範囲内において、答案用紙に書き込み等を行うことができる。

オ 採点終了後、一連番号毎の採点結果（各問題及び合計点数）について、任意の形式により官側へ提出するものとする。

(6) 著作権

契約相手方が作成し、官側へ提供した試験問題については、著作権を官側に帰属させる。ただし、契約相手方は、文献等から引用している箇所の著作権使用許諾は取得しないこと。

3 契約相手方の要件等

- (1) 問題作成は、作成者等のみが関与するものとし、それ以外の者は一切関与させないこと。
- (2) 問題作成に係る関係書類は、施錠可能な金属製の書庫等に保管し、作成者等以外の目に触れないよう厳重に管理すること。
- (3) 問題作成上、使用するパソコン等は、外部ネットワークに接続していない専用パソコンを使用し、使用の際はパスワードにより起動し、作成者等以外がアクセスできないよう管理すること。
- (4) 問題作成作業中に出た不要な問題関係書類の廃棄については、作成者等が確実に焼却又は細断すること。
- (5) 試験問題作成における出題内容のチェック体制（作成者等）を確実に整え、作成者と検証者は別の者を充てること。なお、チェック体制に変更が生じた場合には、速やかに官側に通報すること。
- (6) 官公庁又はこれらに準ずる団体等の職員採用試験における問題作成の実績を有すること。
- (7) 契約相手方は、契約締結後、速やかに「3 契約相手方の要件等」の(1)～(6)について確認できる資料（任意様式）を提出するものとし、その内容及び社内保全体制について官側からは是正を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 採点の精算について

受験者数により数量が変動するため、2027年度防衛省専門職員採用試験及び防衛省専門職員採用再試験の受験者数が確定した後、精算を行うものとし、上限数量は別紙第4のとおりとする。また、再試験問題については、再試験が実施されなかった場合、受験者数は「0名」として採点に係る精算を行うものとする。

5 納 期

- (1) 試験問題の提供：2027年2月26日（金）
- (2) 採点：2027年5月14日（金）

6 検 査

この仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

7 グリーン購入法の遵守について

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定が

あった場合には、これに従うものとする。

8 その他

- (1) 当該役務を履行するにあたり、知り得た事項については発表、公表を行わないものとし、守秘義務を負う。その効力は、本契約終了後も継続するものとする。
- (2) 官側に提供した試験問題については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合には、原則、公開するものとする。
- (3) 官側が提供した資料等は、当該役務終了後、直ちに官側に返却すること。
- (4) 製版については、印刷ミス等による汚れ等がないものとする。
- (5) 問題作成にあたり必要な事項については、作成責任者又は作成責任者が指定する者を通じて官側と調整するものとする。調整にあたっては、部外への漏洩等防止のため、適切な措置をとるものとする。なお、履行期間中は作成責任者が指定する者を官側の承認なしで変更することはできないものとする。
- (6) 採点に際しては、官側と日時等を調整のうえ答案用紙を受領するとともに、任意形式の受領書を提出するものとする。
- (7) 答案用紙の部外への漏洩等防止のため適切な措置をとるとともに、官側へ提出するまでの間、厳重に保管及び管理するものとする。
- (8) 受領した答案用紙について採点結果の提出時、確実に返却するとともに、任意形式の受渡書を提出するものとする。
- (9) 官側の許可なく答案用紙を複写してはならない。
- (10) 万一、答案用紙及び採点結果等が部外等に流失、又はその疑いが発生した場合は、速やかに官側に対し通報するとともに、事実の発生内容等を書面で報告するものとする。
- (11) 本仕様書に疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等の指示に従うものとする。

2027年度試験区分及び出題分野

専門試験	試験の概要	試験の内容	出題数	解答時間	方法
英 語	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技術などの能力についての筆記試験	英文解釈②、語彙問題①、英文法①、英作文①の計5題	5	2時間	記述式

チェック状況表

【2027年度防衛省専門職員採用試験（その1）】

検証項目		設問番号				
		1	2	3	4	5
共通事項	問題文、選択肢及び図面等（以下「設問」という。）の形式、記号等の書体が、設問全体において統一されていること					
	防衛省が貸与する過去の試験問題と類似している問題がないこと					
	用語は、普遍的、学術的に定着しているものを用い、全ての受験者に同じように解釈されるものであること					
	設問、解答及び解答解説書に誤字・脱字及び矛盾がないこと					
	設問の正答番号と解答及び解答解説書の正答番号が一致していること					
出題範囲	予め指示した出題範囲から出題されていること					
難易度	難易度が予め指示した程度であること					
設問内容	確実に一つの正答が導き出せる設問であること					
	設問には、分かりにくい言いまわしや不必要な記述がないこと					
	問題文・選択肢及び図面等との関係が適切であること					
	正答に至るための必要な条件等が、設問中に含まれていること					
	学問の進歩、法令の改正などによって、定理、定説が変わっていないこと					
	受験者が、現在の教育課程のもとで履修しているものであること					
	試験実施時、事実が異なるおそれがある場合は、設問中に適切な注釈等の記載がなされていること					
	試験問題中の他の設問を参考に解答できる問題でないこと					
検証	検証責任者を含む、複数の検証担当者により、複数回検証したこと					

※1 各設問番号ごとに、上記の検証項目についてチェックが完了した場合、「済」と記入すること。
※2 設問中において、参考文献等より学説または公式等を引用した場合には、その参考文献名及び著者名等を明らかにし、該当箇所の写しを提出すること。
※3 提出の際、検証責任者は必ず署名及び押印をすること。

防衛省 大臣官房秘書課長 殿

上記の各項目について、社内で検証を実施したことを証明します。

年 月 日

印

チェック状況表

【 2 0 2 7 年度防衛省専門職員採用再試験（その 1）】

検証項目		設問番号				
		1	2	3	4	5
共通事項	問題文、選択肢及び図面等（以下「設問」という。）の形式、記号等の書体が、設問全体において統一されていること					
	防衛省が貸与する過去の試験問題と類似している問題がないこと					
	用語は、普遍的、学術的に定着しているものを用い、全ての受験者に同じように解釈されるものであること					
	設問、解答及び解答解説書に誤字・脱字及び矛盾がないこと					
	設問の正答番号と解答及び解答解説書の正答番号が一致していること					
出題範囲	予め指示した出題範囲から出題されていること					
難易度	難易度が予め指示した程度であること					
設問内容	確実に一つの正答が導き出せる設問であること					
	設問には、分かりにくい言いまわしや不必要な記述がないこと					
	問題文・選択肢及び図面等との関係が適切であること					
	正答に至るための必要な条件等が、設問中に含まれていること					
	学問の進歩、法令の改正などによって、定理、定説が変わっていないこと					
	受験者が、現在の教育課程のもとで履修しているものであること					
	試験実施時、事実が異なるおそれがある場合は、設問中に適切な注釈等の記載がなされていること					
	試験問題中の他の設問を参考に解答できる問題でないこと					
検証	検証責任者を含む、複数の検証担当者により、複数回検証したこと					

※ 1 各設問番号ごとに、上記の検証項目についてチェックが完了した場合、「済」と記入すること。
※ 2 設問中において、参考文献等より学説または公式等を引用した場合には、その参考文献名及び著者名等を明らかにし、該当箇所の写しを提出すること。
※ 3 提出の際、検証責任者は必ず署名及び押印をすること。

防衛省 大臣官房秘書課長 殿

上記の各項目について、社内で検証を実施したことを証明します。

年 月 日

印

2 0 2 7 年度防衛省専門職員採用試験採点数量

予定数量	
採点試験区分	採点予定数
英語	300

2 0 2 7 年度防衛省専門職員採用再試験採点数量

予定数量	
採点試験区分	採点予定数
英語	150

精算品目一覧表

(税抜)

番号	仕様書項番	業 務 名	上限単価 (単位：円)	上限数量	備考
1	2 (5) ウ	2 0 2 7 年度防衛省専門職員採用試験問題 (その 1) の採点	—	300	数量のみの精算
2	2 (5) ウ	2 0 2 7 年度防衛省専門職員採用再試験問題 (その 1) の採点	—	150	数量のみの精算

※上限数量を設けている項目については、上限数量で見積もること

※契約締結にあたっては、官側に単価を提示すること